

第2 行政評価・監視結果

I 調査の趣旨

調査の結果	説明図表番号
<p>地域活性化施策について、国は、従前から様々な取組を実施しており、平成19年10月、地方における人口減少の悪循環を断ち切る等のため、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制として、内閣官房地域活性化統合事務局を設置し、地域活性化3計画（注1）を始めとした取組を推進してきた（注2）。</p>	表①
<p>また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する『定住自立圏構想』の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる」とされ、これを踏まえ、「定住自立圏構想推進要綱」（平成20年12月26日付け総務事務次官通知）（注3）が示され、これに基づく取組が進められている。</p>	表② 表③、④
<p>さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定。以下「総合戦略」という。）においては、「定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する」とされている。また、総合戦略では、「明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う」とされ、施策の推進に当たってのPDCAサイクルの重要性が示されている。</p>	表⑤
<p>こうした状況を踏まえ、関係施策の効果的な実施に資する観点から、定住自立圏における中心市の要件（注3）に該当する市（以下「地方都市」という。）を中心に、人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査、分析することとした。</p>	
<p>（注1）各法律に基づく制度が創設されてから平成26年度までの全国の地方公共団体における計画の作成状況は、次のとおりである。</p>	
<p>① 地域再生法第5条第16項の規定に基づき内閣総理大臣に認定された地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）は、平成17年度から26年度までに1,870計画</p>	表⑥-i
<p>② 都市再生法第47条第2項の規定に基づき国土交通大臣に提出され、交付金が充てられた都市再生整備計画は、平成16年度から26年度までに2,563計画</p>	表⑥-ii
<p>③ 中心市街地活性化法第9条第10項の規定に基づき内閣総理大臣に認定された中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」という。）は、平成18年度から26年度までに177計画</p>	表⑥-iii
<p>（注2）内閣官房地域活性化統合事務局は、平成27年1月20日に内閣府地方創生推進室に再編され、さらに、28年4月1日には内閣府地方創生推進事務局に改組された。従前、</p>	表①（再掲）

<p>地域活性化統合事務局が担ってきた地域活性化3計画に関する事務は、現在、内閣府地方創生推進事務局において、同様に行われている。</p> <p>(注3) 定住自立圏構想推進要綱によると、定住自立圏の中心市の要件は次の①から③までの全てを満たす必要があり、要件を満たす市は平成27年4月1日現在262市となっている。</p> <p>① 人口が5万人程度以上であること</p> <p>② 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること</p> <p>③ 当該市の所在する地域について、次のいずれかに該当するもの</p> <p>i) 「国土利用計画(全国計画)第4次」(平成20年7月4日閣議決定)における三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)の区域外に所在すること</p> <p>ii) 三大都市圏の区域内に所在する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「政令指定都市」という。)又は東京都特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数又は通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値(以下「通勤通学者の割合」という。)が0.1未満であること</p> <p>また、「中心市に係る特例について(通知)」(平成25年3月29日付け総行応第39号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)において、後背地に国立公園や国定公園を有するなど当該通知に定める要件を満たす市については、上記の要件を満たさない場合でも、中心市の要件を満たしたものとみなすとしている。</p>	<p>表③(再掲)</p>
--	---------------

表① 地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制の設置に関する規定

○ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

第七章 地域再生本部

（設置）

第 24 条 地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抜粋）

第二章 都市再生本部

（設置）

第 3 条 都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、都市再生本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）（抜粋）

第五章 中心市街地活性化本部

（設置）

第 66 条 中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 構造改革特別区域法（平成 14 年法律 189 号）（抜粋）

第五章 構造改革特別区域推進本部

（設置）

第 37 条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 第 168 回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説（平成 19 年 10 月 1 日）（抜粋）

構造改革を進める中で、格差といわれる様々な問題が生じています。私は、実態から決して目をそらさず、改革の方向性は変えずに、生じた問題には一つ一つきちんと処方箋を講じていくことに全力を注ぎます。

地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るという悪循環に陥っています。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければなりません。

内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的、総合的に政策を実施していきます。

国と地方が定期的な意見交換を行うなど、地方の皆様の声に真剣に耳を傾け、地域力再生機構の創設等、決してばら撒きではなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めてまいります。

○ **都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合の開催方法について（平成19年10月9日閣議決定）（抜粋）**

1. 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合については、特段の事情がない限り、合同で開催するものとする。
2. 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合を合同で開催する場合には、当該会合を地域活性化統合本部会合と総称する。

○ **内閣に置かれた地域活性化に係る実施体制の統合について（平成19年10月9日地域活性化統合本部第1回会合配布資料）**

1 趣旨

これまで、地域活性化の推進に係る体制として、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部（以下「地域活性化関係4本部」という。）の4本部をそれぞれの根拠法律に基づいて設置し、単独で開催してきたところ。また、各本部に係る事務についても、内閣官房に個別の組織を置いて処理してきたところ。

このような本部及び事務局体制について、10月1日の福田総理の所信表明演説において、「内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的総合的に政策を実施して」いくとされるところ。とともに（資料1-2参照）、同月5日には、福田総理から、地域再生などの実施体制を統合し、地域活性化関係の4本部会合を一元化し、また、事務局体制についても早急に一元化を進めるよう指示があったところ。

上記の所信表明演説や指示を受け、以下のとおり、地方の声を十分に反映する仕組みを確保しつつ、地域活性化に係る実施体制の統合を図る。

2 概要

(1) 4本部の合同開催

地域活性化関係4本部については、今後、特段の事情のない限り、「合同会合」として開催し、「地域活性化統合本部会合」と称する（資料1-3参照）。

(2) 事務局の体制

地域活性化関係4本部に係る事務を一元的に処理するため、内閣官房部局としての4本部事務局を統合し、「地域活性化統合事務局」を設置する（資料1-4参照）。

(3) 地方の声の反映

「地域活性化統合本部会合」において審議を行うに当たっては、地方公共団体の首長、民間有識者等が「参与」として参画し、地方の声を反映させるものとする。

○ **地域活性化のための一元的な事務体制に関する規則（平成19年10月9日内閣総理大臣決定）（抜粋）**

（設置及び任務）

第1条 内閣官房に、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部に係る事務を一元的に処理するため、事務体制を設けることとし、地

域活性化統合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 事務局に、事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、局務を掌理する。

3 事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

6 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

7 事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

○ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）（抜粋）

（所掌事務）

第 4 条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三の三 （略）

四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 （略）

七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九～二十九 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 (略)

三の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四～六十二 (略)

(設置)

第40条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2・3 (略)

第40条の2 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。

2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。

3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(注) 下線は当省が付した。

表② 地域活性化3計画に係る取組に関する規定

<地域再生計画>

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(地域再生計画の認定)

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3～15 (略)

16 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(認定地域再生計画の変更)

第7条 地方公共団体は、第五条第十六項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等

第13条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしたところである。一方、地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進することが強く期待されている。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②地域の政策課題を解決するための制度改革の推進、③民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の目標地域再生の推進により実現すべき目標は、次の 2 つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第 5 条第 16 項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること（第 1 号基準）

1 の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ 3) の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

あわせて、法第5条第4項第4号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

地域再生を図るために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

2)～4) (略)

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）

イ 法第13条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付する。

a. 法第5条第4項第1号イに規定する地方創生事業全般（b.に掲げる事業を除く。）

i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

ii) 移住及び定住の促進に資する事業

iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

b. 法第5条第4項第1号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業

i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

iii) 地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ これらの交付金を充てて行う事業に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。

a. 地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。

b. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定す

る。

- c. 法第5条第4項第1号イに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度、交付金の交付に係る申請をする際に、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
- d. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。その際、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
- e. 内閣総理大臣は、法第5条第4項第1号イに規定する事業については内閣府において予算執行を行う一方、同号ロに規定する事業については、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種別別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
- f. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業に係る交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各事業の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
- g. 地方公共団体は、法第5条第4項第1号ロに規定する事業については、事業の進捗よく等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。

ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

ニ 平成28年3月31日以前に認定された地域再生計画（地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第5条第4項第1号に規定する事項が記載されたものに限る。）を変更し、引き続き同号に規定する事項を記載しようとする場合には、当該変更に係る認定基準は「地域再生基本方針の一部変更について」（平成28年4月15日閣議決定）による変更前の地域再生基本方針の定めるところによる。

② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

イ 法第13条の2により、法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用する。

ロ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、イの寄附の総額が事業費を超えない範囲において、寄附を受領することとする。

ハ イの寄附を受領した地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人に対して、寄附を受領したことを証する書類を交付することとする。

ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了した場合には、当該事業を行った地方公共団体は、当該事業の重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）、事業費及び関連する寄附額を内閣総理大臣に報

告することとする。

ホ イの寄附を受けた地方公共団体にあつては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

③ 地域再生支援利子補給金

イ 法第 14 条第 1 項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、内閣総理大臣が指定するものと地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を支給することとする。

ロ 金融機関は、地域再生協議会の構成員であり、かつ、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。

ハ 地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して 5 年間とする。

④ 特定地域再生支援利子補給金

イ 法第 15 条第 1 項により、政府は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、内閣総理大臣が指定するものと特定地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を支給することとする。

ロ 金融機関は、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。

ハ 特定地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して 5 年間とする。

⑤ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

法第 16 条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（集落生活圏（法第 5 条第 4 項第 6 号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用する。

この場合において、当該事業を行う株式会社は、常時雇用する従業員数が一定数以上であること、設立の日から 10 年未満であることなどの内閣府令で定める要件に適合することについて、地方公共団体の確認を受けたものに限るものとする。

⑥ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

法第 17 条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

⑦ 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

イ 認定を受けた都道府県の知事（以下「認定都道府県知事」という。）は、法第 17 条の 2 第 3 項により、事業者が作成した地方活力向上地域特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画を認定することができる。

ロ 法第 17 条の 3 により、認定都道府県知事による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を社債発行及び借入れにより調達する場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を活用することができるものとする。

ハ 法第 17 条の 4 により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、取得等した建物及びその附属設備並びに構築物について、その事業の用に供した場合に、課税の特例を適用する。

ニ 法第 17 条の 5 により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員を増加させた場合に、課税の特例を適用する。

ホ 法第 17 条の 6 により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合、その減収額の一部を普通交付税により補填する。

⑧ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、法第 17 条の 7 により、都道府県知事や地域住民の代表者等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載された集落生活圏について、地域再生土地利用計画を作成することができる。

当該計画には、地域再生拠点形成のために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。）を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

ロ 法第 17 条の 8 により、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設に係る開発・建築行為（地域再生拠点区域内で行われるものを除く。）又は地域再生拠点区域内におけるその他の開発・建築行為等を行おうとする者は、認定市町村の長に届け出なければならないものとする。認定市町村の長は、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該行為の場所又は設計の変更等を勧告することができるものとする。当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハ 法第 17 条の 9 により、認定市町村は、地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の所有者等に対し、農用地等の保全及び利用を図るために必要な情報提供等の援助を行うものとする。認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が地域再生土地利用計画に即して利用を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められる場合で、地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対して勧告することができるものとする。

ニ 地域再生土地利用計画に地域再生拠点区域内における誘導施設を整備する事業に関する事項を記載し、都道府県知事の同意を得たときは、法第 17 条の 10、第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 により、当該事業により整備される誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）に関して以下の特例を適用することとする。

a. 都道府県知事が同意した地域再生土地利用計画（以下「同意地域再生土地利用計画」という。）に従い、事業実施主体が、整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に定める農地等の転用等に係る許可があつたものとみなす。

b. 同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第 13 条第 2 項に定める農用地区域からの除外要件を適用しない。

c. 市街化調整区域内において同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号に掲げる開発行為とみなす等。

⑨ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

法第 17 条の 13 により、法第 5 条第 4 項第 7 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第 17 条の 7 第 9 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区

間又は区域が存する自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送を行う者をいう。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができるものとする。

⑩ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第 17 条の 14 により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業（生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業）の実施に関する計画（生涯活躍のまち形成事業計画）を作成することができる。

認定市町村は、6 の 1）のとおり、法第 19 条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第 17 条の 15 から第 17 条の 17 までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき生涯活躍のまち形成事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

当該生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するものとする。当該生涯活躍のまち形成地域の区域は、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、生涯活躍のまち形成事業計画には、おおむね a. から e. までに掲げる事項を記載するものとする。

a. 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するための施策として、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助や、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

b. 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅（サービス付き高年齢者向け住宅、有料老人ホームその他の高年齢者に適した住宅をいう。）を記載するとともに、当該高年齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

c. 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（法第 17 条の 14 第 3 項第 3 号に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業等の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。）を記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

d. 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進

するための施策として、情報の提供、便宜の供与等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

e. a. から d. までに掲げる事項のほか、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要と認める事項を記載する。

ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第 17 条の 14 第 4 項各号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる。当該事項を記載し、かつ厚生労働大臣や都道府県知事の権限に係るものについてその同意を得たときは、法第 17 条の 18、第 17 条の 22、第 17 条の 23 及び第 17 条の 24 により、以下の特例を適用することとする。

a. 生涯活躍のまち形成事業計画に記載され、厚生労働大臣の同意を得た事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）に関して、当該同意事業協同組合等の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等に委託して、生涯活躍のまち形成事業として行われる事業の実施のため必要となる労働者の募集を行わせるときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項に定める厚生労働大臣の許可又は厚生労働大臣に対する届出を要するとの規定は適用しない。

b. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載された有料老人ホームに関する老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項の規定による届出については、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。

c. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、都道府県知事の同意を得た居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文又は同法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなす。

同様に、当該計画に必要事項が記載された地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、第一号事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ同法第

42 条の 2 第 1 項本文、同法第 54 条の 2 第 1 項本文又は同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定があったものとみなす。

d. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、第 17 条の 14 第 12 項の規定により都道府県知事の同意を得た生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の旅館業の許可があったものとみなす。

⑪ 遊休工場用地等に導入する産業の特例

法第 17 条の 26 により、認定地域再生計画に記載されている法第 5 条第 4 項第 9 号に規定する事業において遊休工場用地等に導入される工業等（農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に規定する工業等をいう。）以外の産業は、同法の適用については、工業等とみなすこととする。

⑫ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

イ 法第 17 条の 27 第 1 項により、認定市町村は、都道府県知事や都道府県農業会議等を加えた地域再生協議会における協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

ロ 法第 17 条の 28 第 1 項及び第 2 項により、都道府県知事が同意した地域農林水産業振興施設整備計画（以下「同意地域農林水産業振興施設整備計画」という。）に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第 17 条の 29 により、同意地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。

⑬ 構造改革特別区域計画の認定の手續の特例

法第 17 条の 30 により、法第 5 条第 4 項第 11 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 9 項の規定による認定（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑭ 中心市街地活性化基本計画の認定の手續の特例

法第 17 条の 31 により、法第 5 条第 4 項第 12 号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項の認定（同法第 11 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑮ 産業集積形成等基本計画の同意の手續の特例

法第 17 条の 32 により、法第 5 条第 4 項第 13 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 5 条第 5 項の規定による同意（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）があったものとみなすこととする。

⑯ 補助対象財産の転用手續の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手續を簡素合理化することとし、法第 18 条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）別表1に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等

【文部科学省】

ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】

ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

⑰ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第10条の2第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑱ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、3の1)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）による支援措置（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。

ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3）④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に

行われており、単に関連事業として記載されている場合にあっては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあっては、計画の変更認定の申請を行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

<都市再生計画>

○ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付並びに立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（都市再生整備計画）

第 46 条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第百十九条第一号イにおいて同じ。）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 都市再生整備計画の区域及びその面積
- 二 前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共公益施設の整備に関する事業
 - ロ 市街地再開発事業
 - ハ 防災街区整備事業
 - ニ 土地区画整理事業

- ホ 住宅施設の整備に関する事業
- ヘ その他国土交通省令で定める事業
- 三 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項
- 四 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項
- 五 計画期間
- 六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

3～16 (略)

(交付金の交付等)

第47条 市町村は、次項の交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容、公共公益施設の整備の状況その他の事項を勘案して国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 3 前項の規定による交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○ 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）（抜粋）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進する。

民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組とこれに対する国等の支援の基本的枠組となる

- ・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動
- ・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金
- ・ 都市再生に必要な権限の一体化
- ・ 行政と民間まちづくり活動との連携・協働

について、市町村が都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき作成する「都市再生整備計画」は、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め、市町村の自主性を尊重し、少子・高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土・景観、環境、生物多様性、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとする。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

一方で、我が国の都市全体を通じ、コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていくことが求められている中で、都市再生整備計画により実施する事業や施策についてもこのような考え方を踏まえたものに重点化していくことが必要であり、都市の外延部において実施する際には、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続可能性が示された場合等に重点化する必要がある。さらに、立地適正化計画の策定により具体的な集約化・持続可能性確保の姿が示されていない地域における都市再生整備計画への支援の在り方については、国の財政事情等も踏まえ、中期的には適切に見直していくことが必要である。

2 都市再生整備計画において具体的明らかされるべき視点等

都市再生整備計画においては、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、選択と集中の考え方に立脚し、以下視点を明らかかつ迅速実施すべき具体的事業・施策を内容とするものとする。

ア 得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施

- 得られる成果を重視し、計画に基づき実施される事業・施策についてできる限り客観的で透明性の高い適正な評価が図られること。
- 既存施設の活用、ソフト施策との連携、民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組などを重視することにより、事業・施策の効率的実施と文化、環境、生物多様性、居住等の都市の機能の増進が図られること。
- 構造改革特別区域、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、観光施策等の活用を含め、関連し合う諸施策と一体的に連携しつつ、相乗効果の発揮が図られること。
- 将来にわたって継続的かつ一体的に都市の多様な機能を確保する施設等の維持管理が図られること。

イ 民間のまちづくりに関する活動等と連携・協働

- 計画・事業・運営への地域団体等の積極的な参加と民間をはじめとした多様な主体による取組の推進やアイデア・ノウハウ等の活用が図られること。また、必要に応じて、市町村による都市再生推進法人の指定や、市町村都市再生協議会を組織することにより、官民連携の取組を図ること。

<中心市街地活性化基本計画>

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関

し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中心市街地)

第2条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

- 一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 三 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(基本計画の認定)

第9条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中心市街地の位置及び区域
- 二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- 三 都市福利施設を整備する事業に関する事項
- 四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項
（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）
- 五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
- 六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
 - ロ 特定事業
- 七 第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- 八 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- 九 計画期間

- 3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
 - 二 中心市街地の活性化の目標
 - 三 その他中心市街地の活性化に資する事項
- 4 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。
- 5～9 （略）
- 10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 11 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。
- 12 内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 13 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 15 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第16条 認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）又は公営住宅等（認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）（抜粋）

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を

含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の

中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

また、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. ～ 4. (略)

5. 認定と連携した支援措置等について

国は、中心市街地の活性化に資する各種支援措置を整備するとともに、認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援を実施するに当たり、認定と連携した支援措置の創設に努める。

(1) 法に定める特別の措置

法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となる。

また、法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めているものについては、その要件を満たすことにより活用することが可能となる。

(2) 認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりである。

① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要である。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

② 認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(1) 及び(2)に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、(1) 及び(2)に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要である。このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載することとし、効果的かつ効率的な実施がなされるよう、各府省庁は必要な支援を行うよう努めることとする。なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表③ 定住自立圏構想に関する規定

○ 経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抜粋）

2. 地域活性化

（1）地方再生

地方の元気は日本の活力の源である。「地方再生戦略」8 等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しするとともに P D C A を着実に実施する。

【改革のポイント】

1. 「地方再生戦略」に基づき、地方が主体となって取り組む事業の立ち上がり段階を「地方の元気再生事業」等により国が全面的に応援する。地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、地域力再生機構を創設する。
2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

○ 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総務事務次官通知）（抜粋）

第 3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

① 人口が 5 万人程度以上であること（少なくとも 4 万人を超えていること）。

② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が 1 以上であること。

イ 平成 11 年 4 月 1 日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、第 4（5）及び第 5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が 1 以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市であつて三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第 281 条第 1 項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が 0.1 未満であること。この場合において、平成 11 年 4 月 1 日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるとときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

○ 中心市に係る特例について（通知）（平成25年3月29日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）（抜粋）

次に掲げる要件のすべてを満たす市は、要綱第7に規定する「一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすもの」として、中心市とみなし、要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができるものとする。

- 1 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 人口が4万人以上であって、人口集中地区が存在すること。
 - イ 人口が4万人未満であって、人口集中地区人口が1万人以上であること。
- 2 当該市の周辺に、次に掲げる要件のすべてを満たす市町村が存在すること。
 - ア 人口が4万人未満であること。
 - イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - a 昼夜間人口比率が1以上であり、かつ、当該市からの通勤通学割合（注1）が0.1以上であること。
 - b 昼夜間人口比率が0.9以上であり、かつ、当該市からの通勤通学割合が0.2以上であること。
 - ウ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - a その区域の全部又は一部が、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園又は同条第3号に規定する国定公園の区域内にあること。
 - b 林野率（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく林業調査の結果による平成22年における当該区域に係る林野率）が80%以上であること。
 - エ その区域の全部又は一部が、次に掲げる区域に含まれるものでないこと。
 - a 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地

又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

b 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

c 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第3項に規定する都市整備区域

オ 他の中心市要件を満たす市に対する通勤通学割合が0.1未満であること。

3 政令指定都市及び特別区（注2）に対する通勤通学割合が0.1未満であること。

4 当該市からの通勤通学割合が0.1以上である市町村への通勤者数及び通学者数の合計が、300人以上であること。

5 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た市については、合併関係市町村に市を含むこと。この場合において、次のア又はイのいずれかに該当し、人口が最大の合併関係市が本通知の要件を満たす市は、要綱第4（5）に規定する「広域的な市町村の合併を経たもの」とする。

ア 合併関係市町村が5以上であること。

イ 合併関係市町村以外に、当該中心市からの通勤通学割合が0.1以上の市町村が存在すること。

（注1）「通勤通学割合」とは、当該市から周辺市町村への通勤者数及び通学者数を、周辺市町村において従業又は通学する就業者数及び通学者数で除して得た数をいう。

（注2）「政令指定都市」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいい、「特別区」とは、同法第281条第1項の特別区をいう。

（注）1 下線は当省が付した。

2 「中心市に係る特例について（通知）」の要件を満たす市は、平成26年度末現在、14市（北見市、富良野市、伊達市、日光市、那須塩原市、沼田市、青梅市、小浜市、御殿場市、富士吉田市、新城市、新宮市、人吉市及びうるま市）となっている。

表④ 地方都市一覧(都道府県別)

地方都市一覧(都道府県別) (平成27年4月1日現在)

No.	都道府県	市数	市名	3大都市圏	No.	都道府県	市数	市名	3大都市圏
1	北海道	16	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、稚内市、千歳市、滝川市、石狩市、富良野市、伊達市、北見市、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市		24	三重県	7	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市	○
2	青森県	7			25	滋賀県	5	彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市、福知山市	○
3	岩手県	7	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市		27	大阪府	0		○
4	宮城県	4	仙台市、石巻市、気仙沼市、大崎市		28	兵庫県	7	姫路市、洲本市、豊岡市、西脇市、たつの市、加東市、加西市	○
5	秋田県	7	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市		29	奈良県	1	天理市	○
6	山形県	6	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市		30	和歌山県	3	和歌山市、田辺市、新宮市	
7	福島県	8	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市		31	鳥取県	3	鳥取市、米子市、倉吉市	
8	茨城県	8	水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市		32	鳥根県	5	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市	
9	栃木県	8	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、日光市		33	岡山県	4	岡山市、倉敷市、津山市、備前市	
10	群馬県	8	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市		34	広島県	8	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
11	埼玉県	2	秩父市、本庄市	○	35	山口県	8	下関市、宇都市、山口市、萩市、下松市、岩国市、長門市、周南市	
12	千葉県	2	館山市、旭市	○	36	徳島県	2	徳島市、阿南市	
13	東京都	1	青梅市	○	37	香川県	4	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市	
14	神奈川県	0		○	38	愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
15	新潟県	12	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、南魚沼市		39	高知県	2	高知市、南国市	
16	富山県	5	富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市		40	福岡県	9	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、朝倉市	
17	石川県	3	金沢市、七尾市、小松市		41	佐賀県	5	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市	
18	福井県	4	福井市、敦賀市、越前市、小浜市		42	長崎県	5	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、五島市	
19	山梨県	3	甲府市、北杜市、富士吉田市		43	熊本県	7	熊本市、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、人吉市	
20	長野県	9	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市		44	大分県	4	大分市、中津市、日田市、佐伯市、日向市	
21	岐阜県	6	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、美濃加茂市、関市	○	45	宮崎県	6	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市	
22	静岡県	12	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、牧之原市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、掛川市、御殿場市		46	鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
23	愛知県	6	刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、田原市、新城市	○	47	沖縄県	5	那覇市、浦添市、名護市、宮古島市、うるま市	
						合計	262		

(注) 総務省(自治行政局)提出資料に基づき、当省が作成した。

表⑤ 地域活性化の目的等に関する規定

○ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（基本理念）

第2条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

第8条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策

を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第 11 条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 閣議決定に伴う地方創生担当大臣コメント（平成 26 年 12 月 27 日）

地方から日本を創生する
「長期ビジョン」「総合戦略」の閣議決定を受けて

地方創生担当大臣
石破 茂

日本は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えています。まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むために設置されました。

本日、政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」をとりまとめ、閣議決定しました。

総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指していきます。

このため、「しごと」と「ひと」の好循環として、次の目標に対応する施策を提示してい

ます。

1. 2020年までの5年間で地方での若者雇用30万人分創出などにより、「地方における安定的な雇用を創出する」、
2. 現状、東京圏に10万人の転入超過があるのに対して、これを2020年までに均衡させるための地方移住や企業の地方立地の促進などにより、「地方への新しいひとの流れをつくる」、
3. 若い世代の経済的安定や、「働き方改革」、結婚・妊娠・出産・子育てについての切れ目のない支援などにより、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、また、併せて、この好循環を支える「まち」の活性化として、
4. 中山間地域等、地方都市、大都市圏各々の地域の特性に応じた地域づくりなどにより、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、

も進めます。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」です。地方創生においても、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進する観点から、今後、地方公共団体において、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定していただくことにしています。その際は、「縦割り」や「重複」を地方においても排除し、行政だけでなく、地域で実際に取組を進めている産官学金労（産業界・行政・大学・金融機関・労働団体）や住民代表も含めた多様な主体が参画して、自らのこととして策定・検証していくことが重要です。

こうした地方の取組に対して、国は、地域経済分析システム（いわゆるビッグデータ）を開発・提供することによる「情報支援」、小規模市町村へ国家公務員を派遣する地方創生人材支援制度や相談窓口となる地方創生コンシェルジュの選任による「人的支援」、地方創生の先行的な取組を支援する新しい交付金措置を盛り込んだ緊急経済対策や地方財政措置などの「財政的支援」により、地方公共団体を支援することとしています。

人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える。地方創生は、日本の創生です。国と地方が、国民とともに基本認識を共有しながら総力をあげて取り組むことにより、新しい国づくりを進め、この国を、子や孫、更にはその次の世代へと引き継いでいこうではありませんか。

○ まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）（抜粋）

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

－国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して－

はじめに

地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服する。

まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に正面から取り組むために設置された。この目的の下、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」

という。)を策定した。

本長期ビジョンは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的としている。これにより、人口減少をめぐる問題や地方創生の在り方について国民的な論議がより一層深まることを心から期待したい。

I. 人口問題に対する基本認識

1. (略)

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

(1) 人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。

人口減少は、経済社会にどのような影響を与えるであろうか。人口減少により経済規模が縮小しても、国民一人当たり所得を維持することができれば、悪影響を与えないとする意見がある。しかし、人口減少はその過程において、高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行によって悪影響が生じること（人口オーナス）に留意しなければならない。高齢化によって総人口の減少を上回る「働き手」の減少が生じ、その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがある。働き手一人当たりの生産性が高まれば、一人当たりの国民所得を維持できる可能性はあるが、社会保障費の増大等により働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させるおそれがあることから、楽観視することはできない。日本の場合は、人口減少と高齢化があまりに急速に進むことに留意する必要がある。日本の人口は、このままでは約100年後（2100年）には5,000万人を切ることを推計されている。1911年（明治44年）には同じような人口であったのだから、昔に戻るわけではないかという意見もある。しかし、こうした意見は、高齢化の問題を度外視している。1911年頃の日本は高齢化率（65歳以上人口割合）が5%程度であったのに対し、2100年の日本は40%を超える水準にまで高齢化率が高まっているのである。

(2) 地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

人口減少によって経済規模の縮小がいったん始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るリスクがある。特に人口急減に直面している地方では、深刻な事態が生じるおそれがある。地方の人口急減は労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させる。そして、それが社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという悪循環である。こうした悪循環に陥ると、地域経済社会は急速に縮小していくこととなる。国土交通省が平成26年7月4日に発表した「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」では、人口減少がこのまま進むと、2050年には、現在人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されている。過疎地域においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持する上で最も大きな課題となってくる。

都市における影響も大きい。都市機能の維持には一定の人口規模が必要とされるが、例えば、三大都市圏を除いた 36 の道県において人口 30 万人以上の都市は現在 61 あるのに対し、2050 年には 43 (およそ各県当たり 1 ずつ) に減少することが予測 6 されている。都市機能を支えるサービス産業が成立しなくなり、第 3 次産業を中心に、雇用機会的大幅な減少や都市機能の低下が生ずるおそれがある。そうすると、ますます若年層の流出が進み、地方の衰退を加速してしまうこととなる。このように人口減少は、地域経済社会に甚大な影響を与えていくこととなる。

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

1. (略)

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) (抜粋)

まち・ひと・しごと創生法 (平成 26 年法律第 136 号) 第 8 条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を別紙のとおり定める。

別紙

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

○ 我が国は、2008 年をピークとして人口減少局面に入っている。今後、2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。首都圏への人口集中度が約 3 割 (東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県の数値) という実態は、諸外国に比べても圧倒的に高い。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。

○ 人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としている。2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を前に、東京一極集中と地方からの人口流出はますます進展している。

○ このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル (悪循環の連鎖) に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

① 「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

そうした都市を形成することで、地方都市が中山間地域等の生活機能のバックアップとなりつつ、大都市圏への人口流出のダム機能を発揮することを目指す。

また、地方都市の拠点となる中心市街地等において、複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進する。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定するが、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015 改訂版) (平成 27 年 12 月 24 日閣議決定) (抜粋)

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. (略)

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則

(1)～(4) (略)

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

3. (略)

III. 今後の施策の方向

1.・2. (略)

3. 政策 パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。このため、人口 20 万人以上の市を中心として、経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口 5 万人程度以上の市を中心として、2009 年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2015 年 10 月時点 4 圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2015 年 10 月時点 95 圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成
(略)

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2015 年 10 月現在、95 圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広が

っている。また、定住自立圏の先行実施圏域（21 圏域）では、取組前後の圏域人口を比較すると、社会増となったのが 2 圏域、社会減が緩和したのが 17 圏域となっており、この取組の効果が見られる。

(注) 下線は当省が付した。

表⑥ 地域活性化3計画の作成状況

表⑥-i 地域再生計画の認定件数、実績額

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
認定件数(A)	703	165	141	100	256	134	58	50	59	204	1,870
うち地方都市(B)	227	61	47	31	91	36	22	25	22	61	623
実績額	81,095	155,791	166,047	174,551	169,877	128,622	98,582	102,724	102,396	84,077	1,263,762
割合(B/A)	32.3	37.0	33.3	31.0	35.5	26.9	37.9	50.0	37.3	29.9	33.3

(単位：件、百万円、%)

(注)1 内閣府地方創生推進事務局ホームページ及び会計検査資料「地域再生法に基づく事業の状況等について」に基づき、当省が作成した。

2 「認定件数」には、新規の申請件数を計上しており、認定後に市町村合併等により統合・廃止されたものを含む。

表⑥-ii 都市再生整備計画の採択件数、実績額

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
交付金活用件数(A)	355	385	362	253	163	187	185	151	202	133	187	2,563
うち地方都市(B)	101	122	135	86	66	58	56	50	55	39	54	822
実績額	99,672	182,289	237,102	247,997	232,256	201,353	244,326	1,905,977	1,480,095	1,178,560	990,139	6,999,766
割合(B/A)	28.5	31.7	37.3	34.0	40.5	31.0	30.3	33.1	27.2	29.3	28.9	32.1

(単位：件、百万円、%)

(注)1 国土交通省提出資料に基づき、当省が作成した。

2 「交付金活用件数」は、都市再生法第47条第2項の交付金を活用した都市再生整備計画を、交付開始年度で整理している。

3 国土交通省は、平成23年度以降は、地方公共団体向け補助金を原則一括した「社会資本整備総合交付金」が創設され、予算が同交付金全体で管理されることになったことから、実績額を把握していないとしている。このため、平成23年度以降の実績額については、社会資本整備総合交付金の支出済額（及びまちづくり交付金の繰越額）を記載しており、都市再生整備計画に基づき事業において活用されていない予算も含んでいる。

表⑥-iii 中心市街地活性化基本計画の認定件数、実績額

区分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
認定件数(A)	2	30	45	23	7	10	21	17	22	177
うち地方都市(B)	2	22	32	16	5	7	16	13	15	128
実績額	2,917	34,105	65,727	90,926	80,613	79,522	70,149	75,577	75,577	575,113
割合(B/A)	100.0	73.3	71.1	69.6	71.4	70.0	76.2	76.5	68.2	72.3

(単位：件、百万円、%)

(注)1 内閣府地方創生推進事務局ホームページ及び内閣府提出資料（市区町村から報告された認定中心市街地活性化基本計画実績報告調書を内閣府において取りまとめたもの）に基づき、当省が作成した。

2 実績額は、内閣府提出資料（市区町村から報告された認定中心市街地活性化基本計画実績報告調書を内閣府において取りまとめたもの）に基づき、当方で作成した（百万円未満は四捨五入）。なお、平成26年度は未集計のため25年度と同じ数値を仮に計上している。